意見書

令和	ら た	E. 1	1	日	2	Н
	$^{-}$ $^{\circ}$	\vdash 1	- 1	Н		ш

(宛先)	本 庄	市長	あて
- (グほう)しょ)	/ +` / .	111	α

3出書 住所 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

申出書 ※本庄市内に住所を有する方は、公聴会での公述希望のどちらかに 丸印を付けてください。

丸印を付けてください

職業 自営業 電話 0495 (25) 1111

利害関係 土地所有者

本庄市地区計画等の案の作成手続に関する条例第3条の規定により、次のとおり意見を申し出ます。

都市計画の種類及び名称

本庄都市計画地区計画 栗崎地区地区計画

○意見の要旨及びその理由

意見の要旨及びその理由を記載してください。

記載欄に書き切れない場合は、別紙(任意様式)を使い、併せて提出してください。

※公聴会にて公述ができるのは、市内に住所を有する方に限ります。

本庄市都市計画公聴会規則第3条第2項の規定により、都市計画公聴会における

公述を

希望します。

希望しません。

(注)

- 1. 郵送により提出する場合は、申出期間内に必着とします。
- 2. 内容が類似している意見が多数あるときは、公聴会で公述人となる方を市にて選定します。
- 3. 作成しようとする都市計画の案に関係のない意見は、述べることができません。
- 4. 記載欄が足りず、書き切れない場合は、別紙(任意様式)へ記載してください。